

第408回神奈川県最低賃金審議会
議事録

1 日時 令和2年7月31日(木) 午後1時30分から午後2時40分まで

2 場所 万国橋会議センター 405号室

3 出席者

公益代表委員 赤羽淳、石崎由希子、遠藤淳子、千葉景子、
盛誠吾

労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林克己、林典子、山川眞一

使用者代表委員 大竹准一、上谷公志郎、栗原敏郎、清水智華子、
松村俊幸

4 議事

(1) 最低賃金改正にかかる関係労使意見について(陳述)

(2) 令和2年度地域別最低賃金改定の目安について(伝達)

(3) 神奈川県最低賃金専門部会の委員について

(4) 神奈川県特定最低賃金の改正、決定の必要性の有無について(諮問)

(5) その他

【事務局：専門監督官】

本日は、お忙しい中を御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本審議会は公開することとされております。傍聴人の方は、公開要項の規定に従い、携帯電話をマナーモードにするなど、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、お願いいたします。

まず、審議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。お手元の会議次第の次からが資料となっております。

よろしいでしょうか。

次に本日は、15名の委員のうち、15名の委員にご出席いただいておりますこと、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、審議会の開催に当たり、局長の園田からご挨拶申し上げます。

【局 長】

局長の園田でございます。

審議会の開催に当たりまして、一言挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、また新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない中、お集まりいただくのは心苦しい気持ちではありますが、そんな中で御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本年度における神奈川県最低賃金の改定につきましては、7月3日の審議会で諮問させていただいたところでございますが、7月22日に、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対して、令和2年度地域別最低賃金改定の目安について答申がございました。

後ほど事務局から伝達・説明させていただきますが、リーマン・ショック後の平成21年度以来、11年ぶりに引上げ額の目安が示されなかったということでございます。

答申におきまして、新型コロナウイルスの影響で経済情勢が悪化する中、雇用の維持を最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との公益委員見解として示されたものであります。

委員の皆様方におかれましては、公益委員の見解を参酌いただきつつ、本年度における神奈川県最低賃金額の改正について御審議いただきたく存じます。

また、7月27日に特定最低賃金の改正・決定の申出がございました。本日はその必要性についても諮問させていただくこととしておりますのでよろしくお願いいたします。

私ども事務局として引き続き、円滑な審議を行っていただけるよう万全を期してまいりますので、委員の皆様方におかれましては、何卒よろしくお願いいたします。

【事務局：専門監督官】

では、この後の進行につきましては、盛会長にお願いいたします。

【会 長】

最初に運営規程第7条に基づき、議事録に署名していただく方を、私の方から指名させていただきます。

私と

労働者側は 林克己委員

使用者側は 上谷委員

よろしくお願いいたします。

【会 長】

次に、関係労使の意見聴取に関し、関係労使の申出状況等について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

前回の審議結果を受け、最低賃金法第25条第5項に基づき、7月21日までの期間を定め、意見聴取に関する公示を行いました。

結果、資料1にございますように、3件の意見書の提出がありました。

このうち、この場での意見申述を希望したユーコープ労働組合、全国一般労働組合全国協議会神奈川の2名の方がおみえです。

意見表明時間については、前回決定のとおりそれぞれ5分間とお伝えしております。

なお、前回の審議会でお示しした各団体などからの要請や意見書ですが、本日までの間に一般社団法人神奈川県商工会議所連合会様、神奈川県労働組合総連合様から提出がありましたので、資料12に入れております。

以上です。

【会 長】

それではこれから申述人の意見聴取を開始したいと思います。委員のみなさんよろしいですか。

【各委員】 (異議なし)

【会 長】

事務局は順次、申述人の案内をお願いします。

(事務局がユーコープの申述希望者安部氏を案内する。)

【会 長】

それでは、これから意見聴取を行います。時間は5分間とさせていただきます。

ではよろしくをお願いします。

【ユーコープ労働組合 安部氏】

ユーコープ労働組合の安部栄子と申します。神奈川県内の5人以上の事業におけるパートタイム労働者の比率は35.1%、女性は54.3%に達しています。自分の賃金で家計を支える非正規雇用も増え続け、「非正規雇用＝家計補助的な働き方」は通用しなくなっています。非正規労働者の多くが最低賃金近傍で働いており、平成29年の神奈川県の最低賃金改定による影響率は、全規模事業者では9.1%、小規模事業者では18.3%といずれも全国で一番高くなっています。

生活協同組合ユーコープは、神奈川・静岡・山梨3県で事業を展開していますが、その7割は時間給で働くパート職員です。2019年度パート職員の基本時給は1,020円です。

ここで、ユーコープ労組のパートの実態を紹介します。「生協に入職して20年近くになり60歳になりました。仕事は事務仕事ですが、ほとんど一人でやっている仕事です。時給は1,295円、1日7時間契約でしたので残業代を入れても手取りで18万円程度でした。一時金が少ないので年収220万くらい。病気がちの母と二人で暮らすにはとても厳しい金額でした。家賃はいらないのですが、あちこち修繕したり、母を病院へ連れていくには車が必要なため維持費がかかります。老後のことを考えて貯金するという余裕はありませんでした」まさにパート自身が生計者となっている事例です。

新型コロナ感染拡大の中、保障制度が不十分なまま断行された非常事態宣言に伴う自粛によって雇用が脅かされ、収入が激減するなどくらしに大きな影響を与えています。神奈川労連労働相談センターにはコロナ関連の相談が約600件寄せられています。「休業補償がなく生活できない」「休業したまま解雇された」など切迫した内容の相談です。日常生活を支える医療や介護、福祉、流通などのエッセンシャルワークに従事する多くが、最低賃金近傍の低賃金で働く非正規雇用労働者であることが明らかになりました。不安定な雇用、自らの感染

への恐怖などと闘いながらの仕事です。最低賃金の引き上げはエッセンシャルワークの社会的地位を向上させる上でも重要です。

2019年度の神奈川県最低賃金は28円引き上げられ1,011円となりました。1,011円で月に150時間働いても15万円程度です。そこから税金や社会保険料、水道光熱費を払うと残りは12万5千円と、住居費や食費など最低限の支払いも厳しい状況となり、最低賃金法9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」は到底できません。

最低賃金の抜本的な引き上げは、中長期的に見れば中小企業の経営に好循環を生み出します。現在の中小企業の実態を考慮すれば、支払い能力に困難を抱える中小企業に対して、国の責任による特別な支援が必要です。直接的な資金支援や社会保険料・税の負担軽減など実効性のある具体的な制度への見直しが必要です。

中央最低賃金審議会が7月22日に開催され、2020年度地域別最低賃金の改定について、現行水準維持が適当と、具体的な目安額を示さず、厚生労働大臣に答申を行いました。これは事実上の据え置きで、引き上げ額0ということになります。中央の公益委員は答申の中で、今後地方審議会は地域間格差を念頭に議論をと求めています。最低賃金とは、生計費とは、をきちんと審議会の中で議論して、神奈川県独自の調査、審議を尽くしていただくよう強く要望します。

以上です。

【会 長】

ありがとうございました。ただ今の御意見について質問がありましたらお願いいたします。

【各委員】 (質疑なし)

【会 長】

ありがとうございました。

では、次の方を呼んでください。

(ユーコープ労働組合安部氏退室、全国一般労働組合全国協議会神奈川の申述希望者米山氏を事務局が案内する。)

【会 長】

それでは、これから意見聴取を行います。時間は5分間とさせていただきます。

ではよろしく申し上げます。

【全国一般労働組合全国協議会神奈川米山氏】

全国一般労働組合全国協議会神奈川の米山と申します。

本日は、コロナ禍において、このような審議会を開催していただきありがとうございます。委員の皆様には、集中した議論でご苦勞様ですけど、最低賃金の改善に向けて努力をお願いしたいと思います。

私の意見については、すでに意見書を提出しております。沢口委員長の名前で提案させてもらっています。是非読んでいただきたいということで、本日は一点だけ強調して意見を述べたいと思います。

この意見書を出したのが20日なので、22日に中央最低賃金審議会の目安についての見解が出ているわけですが、一つは本日の資料の作り方が生活保護と最低賃金の比較というもので、その視点からの議論や資料に偏っていると思います。

すなわち、ご存じのように40%が非正規という時代が変わりつつあって、労働人口6千万の40%は2千4百万、神奈川からすれば200万近い非正規の労働者がいるということになります。影響率の話が先ほどの意見の中にもありましたが、影響率が神奈川は18%と書いていますけれども、民間調査によると、最低賃金が出された前と後の求人票の賃金の変化は50%を超えています。それだけ賃金への

影響が大きく、多くの労働者に影響を与える審議をやっているということ。この場合は公開されていますが、中央審議会、さらに神奈川の審議会の小委員会で行われている肝心の議論を聴くことができません。後で知ることができるかもしれませんが、議論の最中で知ることができません。先ほど労働局から中央の公益委員の見解について報告がありましたが、そこでの議論の経過がよく分かりません。

注目すべき点は、地方の格差について初めて答申の中で言及されたことは大きいと思います。すなわち、地方に審議を預けているわけです。0ではなくて実態に即して評価するということとなる。地方で最賃の論議をどう作っていくのかという点では、先ほどの意見陳述にもありましたが、やはり、労働者の実態に則して、最低生計費の調査を労働局がきちんとやって、審議会に報告してほしい。それに基づいて最賃法の精神に則って、労働者が生活していくには最低どれだけの賃金が必要かを調査、継承して、どれだけの賃上げが必要かを数字として出すことから出発しないとおかしくなる。支払能力がないとか、経済の動向がどうだとか、確かにそれも考えていかなければいけないが、賃上げのために国や施策でできることがあればやってもらい、最低賃金が日本の労働者の経済にいい影響を与える方策があるのであれば提言してもらえばいい。最低賃金審議会が多くの労働者の生活に直に影響を与えるという自覚を持って議論してもらいとともに、審議会を100%公開していただきたい。労働局においては、来年につながる調査資料等の準備も含めて、地方最賃審議会が自立して、労働者の実態を把握できる立場にいるのだから、労働者の実態を反映した最低賃金を確立してほしいことを強く要望して、私の意見とします。

【会 長】

ありがとうございました。ただ今の御意見について質問がありましたらお願いいたします。

【各委員】 (質疑なし)

【会 長】

それでは、以上をもちまして、関係者の意見聴取は終了とします。
(事務局が案内し、全国一般労働組合全国協議会神奈川米山氏は傍聴席に着席)

【会 長】

次の議題は令和2年度地域別最低賃金額改正の目安についてです。
事務局から資料説明も併せて説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

先ほどの局長の挨拶にもありましたが、今月22日に開催された中央最低賃金審議会において答申がございました。

資料の3の(1)に答申文の写しがございますのでご覧ください。

本答申では、地域別最低賃金額改定の目安について、金額に関し意見の一致をみるに至らなかったとし、地方最低賃金審議会における審議に資するため、目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するとされ、地方最低賃金審議会において、公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するとされております。

また併せて、4として「中小企業・小規模事業者への生産性向上の支援や取引条件の改善等に取り組むことを政府に対し強く要望する」、5として「行政機関の発注時における特段の配慮を要望する」と答申されております。

資料3の(2)に公益委員見解がございますので、ご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先

であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至ったとされております。

①として、感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいとしつつ、

②以降にありますように、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、企業において、雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、雇用情勢については、休業者数がリーマン・ショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったとされております。

続きまして、資料3の(3)小委員会報告には、労働者側見解と使用者側見解が示されております。労働者側見解では、

今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であること。

今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であり、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得るとし、また、現在の最低賃金は最高額の1,013円でも2,000時間働いて年収200万円程度に過ぎず、日本の最低賃金は国際的にみても相当低位にとどまっている。最低賃金は十分なセーフティネット機能を果たし得る、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであり、加えて今回のコロナ禍は、大都市への労

働力集中による経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにしたことも踏まえ、地域間格差を是正すべきとされております。

一方、使用者側見解では、コロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面しており、コロナ禍により日本はもちろん世界が「非常事態」にあることを認識するべきである。

中小企業・小規模事業者の経営状況は極めて厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、働き方改革にも対応しなければならない中で、多くの企業は事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けていると述べている。「緊急事態」である今年度は、3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から新型コロナウイルス感染症による中小企業・小規模事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべきとし、今年度の目安は、事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマン・ショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべきとされております。答申の全体的なものは以上となります。

併せて本日の資料について簡単に説明させていただきます。

資料4から6は目安に関する小委員会に提出された資料となります。資料5の(1)をご覧ください。

これは賃金改定状況調査結果になります。

本調査は、中央最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議に資すること、中小零細企業事業所の労働者の賃金改定の状況等を把握することを目的としたもので、調査対象は常用労働者数が30人未満の企業規模に属する民間事業所となっておりまして、前年6月1日又は当年6月1日において雇用される労働者の賃金額となっています。

「調査の概要」にありますように、この調査は、月間所定労働日数、1日の所定労働時間数と所定内賃金額を調査し、そこから賃金の上昇率を算出したものとなっています。

昨年度の調査との変更点としましては、産業分類を5つから7つへ、調査対象範囲を各都道府県の県庁所在都市とし、製造業のみ、地方小都市も対象としていましたが、今年度は、すべての産業について、各都道府県内の全域を対象としておりますので、全体としては結果精度の向上になったと考えております。

3ページが第1表となります。調査結果がランク別に示されておりました、今年の1月から6月までに賃金の引き上げを実施した、または引き下げた、あるいは改定をしなかったという区分で産業別に事業所割合が示されております。

Aランクでは産業計で賃上げを実施した事業所の割合は39.2%、昨年のAランクの数値は表にのっておりませんが51.0%でしたので、約12ポイントの減少となっております。また、賃金の引き下げを実施した事業所は1.5%、昨年が1.0%でしたので、0.5ポイント上昇という結果となっております。

賃上げを実施した割合を業種別にみますと、Aランクでは、医療・福祉が52.6%と一番高く、一方製造業が26.3%と一番低くなっております。

昨年、製造業で賃上げをした事業所の割合は、Aランクでは45.9%でしたので、今年は約20ポイント減少となっております。

次に4ページが第2表となります。これは、賃金の平均賃金改定率となっております、一番左が引き上げをした事業所の平均の改定率になりますが、Aランクの産業計で3.0%、昨年が2.6%ですので若干増加したものの、引き下げ実施事業所の平均賃金改定率は、昨年在マイナス2.9%に対し、今年はマイナス15.1%と大幅に増えています。業種別で見ますと、製造業が昨年マイナス3.8%であったのに対し、今年はマイナス20.5%と大幅な減少率となっております。

5ページの第3表は賃金引き上げ率の分布の特性値になりますが、Aランクは、産業計で、第1四分位数は1.0%であり、中位数では

2. 0%となっております。

6 ページ目以降が第4表です。

これは、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率の表となっております。①は男女別、次のページの②は、一般・パート別の表となっております。

6 ページの①の表をご覧くださいますと、Aランクの男女計の産業計で賃金上昇率が1.4%となっております。昨年が1.3%ですので0.1ポイント上がっております。男女別にみますと、男性が1.0%と昨年より0.1ポイント上がり、女性は1.8%と昨年より0.1ポイント下がっております。

産業別にみますと、Aランクでは、ポイントの差はあれ、「医療、福祉」を除いて賃金上昇率が昨年より上がっております。

次に7ページの②の表をご覧ください。Aランクでは一般労働者は1.2%と昨年より0.2ポイント上がっておりますが、パート労働者は昨年と同じ1.8%になっています。

業種別でみますと、卸小売業のAランクでは、一般労働者は1.4%と昨年より0.5ポイント上がったのに対し、パートタイム労働者は0.1%と昨年より0.7ポイント下がっています。宿泊業・飲食サービス業では、一般労働者は0.9%と昨年より0.5ポイント上がり、パートタイム労働者は昨年1.7%であったところ本年は3.3%と大きく上昇しております。

一方、医療、福祉では、一般労働者、パートタイム労働者ともに大きく下がっております。

次ページ以降、参考1から参考2の表がついていますが、このうち9ページの参考2は、事由別賃金改定未実施事業所割合となっております。産業計のAランクを見てみますと、事由3の「昨年は賃金改定を実施したが今年は凍結の予定」が23.3%となっております。昨年が12.7%でしたので10.6ポイント増加しております。

続きまして資料5の(2)に生活保護関連の資料がまとめられてい

ます。こちらの3ページを見ていただくと、神奈川は平成30年度データに基づく乖離額はマイナス140円、これに昨年度の引上げ額である28円を加えた最新の乖離額がマイナス168円となっています。

次に資料5の(3)は地域別最低賃金額、未満率及び影響率の資料となっております。1ページ目は、ランクごとの推移でして、どのランクにおいても影響率は高くなってきております。

2ページ、3ページは、都道府県別の未満率と影響率になりますが、2ページは令和元年最低賃金に関する基礎調査結果、3ページは令和元年賃金構造基本統計調査の結果となっております。

2ページをご覧くださいと神奈川の未満率は東京よりも低くなっていますが全国平均よりも高い2.1%となっております。

影響率で見ますと、大阪が22.5%、東京が18.9%と高いですが、神奈川は32.1%と全国一の高い数字となっております。

3ページの賃金構造基本統計調査でも、影響率は8.9%と大阪、埼玉に次いで高くなっていることがお分かりいただけると思います。

資料5の(4)は、時間当たり賃金分布になります。

14ページと15ページがAランクの一般労働者のグラフ、27ページと28ページのグラフがAランクのパート労働者グラフになります。この分布図を見比べていただくと、Aランクのどの局においてもパート労働者は最低賃金近傍に多く張り付いている状況が見えてくると思います。

資料5の(5)は最新の経済指標の動向となります。後ほどご確認いただければと思います。

資料5の(6)は新型コロナウイルス感染症関係資料となっております。前半が国内および海外における新型コロナウイルス感染症の発生動向、月例経済報告となっております。20ページに足下の雇用情勢ということで、有効求人倍率と完全失業率のグラフがございます。年当初から5月にかけて有効求人倍率と失業率がともに悪化して

いる状況が見られます。

資料5の(7)は、第1回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料となります。全国的な数値にはなりますが、12ページが休業者の動向、17ページから19ページにかけてが都道府県労働局を通じ把握している情報として、解雇等の見込み労働者数、雇用調整の可能性がある事業所数となっております。

資料6は、第2回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料となります。令和2年5月に内閣府と中小企業庁から出された「パートナーシップの現状と課題」の資料です。後ほどご確認いただければと思います。

資料8は、令和2年7月17日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2020」です。33ページをご覧くださいと、②として最低賃金の引き上げについての記載がございます。

経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、より早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの方針を堅持するとしつつ、他方で、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるとされております。

資料10は、神奈川県と隣接する東京都、山梨県、静岡県の本年4月の求人票の所定内時給の上限と下限の平均値、及び求職者の希望時給額の平均値の分布表となっております。

前回の審議会でも資料としてお付けしましたが、今回は、一部内容を変更しましたので改めて修正版をお付けしております。

変更点は、各グラフの左側に職業計を新たに追加し、また、前年と比較できるよう、前年のデータも載せております。

前回もご説明しましたが、改めて数値に関して2点ほど補足説明をさせていただきますと、

まず1点目ですが、8ページの下段にあります販売の小田原所の求

人の上限・下限の数値は、新型コロナウイルスの影響もあり、4月の新規求人が全くなかったことから、1月から3月までの過去3か月の平均値を記載しております。

2点目が、10ページの中段の事務のグラフのうち、厚木所の求人の下限が神奈川県最低賃金を下回る1005円となっておりますが、厚木所で受理した求人の中には、就業する場所が神奈川県内だけではなく、神奈川県よりも求人の下限額の低い隣県、例えば、就業場所が山梨県や長野県の求人も含まれているため、事務全体の下限額が低くなっております。

戻りまして資料9の(1)から(4)までは、最新の月例経済報告などとなっております。後ほどご確認いただければと思います。

資料の説明は以上となります。

【会 長】

ただ今の説明について質問がありましたらお願いします。

【各委員】 (質疑なし)

【会 長】

それでは地域別最低賃金の改定につきましては本審が終わりました後、専門部会を開きましてそこでご審議をいただくということになります。

専門部会の委員は、前回の審議において、従来どおり9名とすることとされております。

委員任命の状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

神奈川県最低賃金専門部会の委員につきましては、前回の第407回審議会にて、各側3名ずつ計9名とする旨決定されましたので、最低

賃金法第25条第3項に基づき、7月3日から7月16日までの間、関係労使からの推薦に関する公示を行いましたところ、労働者代表委員については4名、使用者代表委員については3名の推薦がありました。また、公益委員については、本審の5人の委員の皆様と御相談させていただきました。

専門部会委員は局長が任命することになっており、総合的に判断し、資料7の名簿のとおり、9名の方を任命させていただきましたので、ご報告申し上げます。

【会 長】

次に、本年度の神奈川県最低賃金の在り方について、労使双方の基本的な考えをお伺いしたいと思います。

最初に労働側委員からお願いします。

【林委員】

労働者側委員の林でございます。よろしく申し上げます。

大きく2つの意見を述べたいと思います。一つ目は中賃の目安の受け止めについてです。今年を目安答申は、コロナ禍における影響が続き、先行きが見通せない中での審議となりました。先ほどの報告のとおり、今年は労使の隔たりが例年以上に大きく、かつてないほど審議は難航したと認識しています。その結果2009年のリーマン・ショック時以来11年ぶりに目安が示されないこととなりました。前回の2009年における神奈川審議会の状況ですが、中賃の目安は示されなかったものの、当時法改正により、生活保護水準との乖離を解消するために、23円引き上げ789円で結審しています。ご承知のとおりすでに乖離は解消しておりますので、近年においては目安が示されない中での審議は初めてに近いと考えています。そして、今回の目安答申にありましたとおり引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論とされていますが、その意味

するところは、コロナ禍における影響は都道府県によって異なるため、これまでのように、全国をランク別に一律に目安額を示すのは適当でないとしたものです。つまり、目安0円ではなく、各審議会において地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることが求められていると理解しています。

そして、審議に臨むにあたっての考え方ですが、目安答申の背景にあります、感染が再び拡大している中、今後も経済・雇用に与える影響は予断を許さない状況であるとの認識は同じですし、事業の継続と雇用の維持が最優先とのことに異論がありません。一方、春闘の妥結結果の連合集計では、資料にありましたが、全体で2.09%、100人未満の組合でも2.17%の賃上げがなされています。直近の7月21日の報道では、コロナ禍の影響を受ける中、大企業で65.9%、中小でも55.9%が賃上げを実施している。賃上げ率は3%未満が58%というリサーチ結果も出ています。コロナ禍においても、最賃近傍でエッセンシャルワーカーの方が懸命に働いています。立場の弱い労働者だけを取り残すことになってはならないと考えています。本年の審議は、最低賃金が果たすセーフティネットとして在り方を論ずる審議となると認識しており、神奈川県においても、最低賃金の引き上げが雇用調整の契機となりうるか否かについて、客観的資料に基づいて慎重に判断すべきと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【会 長】

次に使用者側委員お願いします。

【上谷委員】

使用者側委員の経営者協会の上谷です。よろしくお願いします。

今回の最低賃金の審議は、このコロナの中において、いかに最低賃

金があるべきかという審議になる、これはここにおられる皆さんお共通の認識と思います。その中で、先ほど林委員が言っていたのですが、使用者側としては事業の継続と雇用の維持が最優先ということとなります。しかもこの状況を見てみると、最低賃金の引き上げが一つの原因となって、事業が継続できない、もしくは雇用が失われるということが一件たりともあっては許されない状況だと思っています。むしろ、いろいろな社会的方策を打って、雇いを維持、できれば拡大し、事業を継続し、できれば新規の事業を立ち上げられるよう促す手をあらゆる面で打っていく必要があると思っています。そういった観点から審議させていただきたいと思います。それからデータに基づく議論は当然必要ですが、なかなか実態がデータとして反映されるまでに時間がかかるものもあります。データの数字を見つつ、その数字を単に右から左に移すのではなく、データの先にある実態をよく理解しながら議論していきたいと思っています。使用者側は以上です。

【会 長】

ありがとうございました。

【会 長】

次に、神奈川県特定最低賃金の改正・決定の必要性の有無について御審議をお願いします。まず事務局から説明をお願いします。

【事務局：専門監督官】

それでは、まず局長から諮問させていただきます。

【局 長】

では、諮問させていただきます。

(局長から会長へ諮問文手渡し)

【会 長】

ただ今、局長から諮問を受けました。

事務局は諮問文の読み上げをお願いします。

【事務局：賃金室長】

(諮問文読み上げ)

【会 長】

では、諮問に関して、事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

7月27日、特定最低賃金について2件の改正申し出と4件の新設申し出がありました。

資料11に一覧にしてありますので、ご覧ください。改正が、塗料製造業と鉄鋼業、共に労働協約ケースで合意比率は3分の1を超えているということです。

次、決定についてです。件名を省略させていただきますが、電気機械、一般機械、電線・ケーブル、自動車の新車小売の4件で、一般機械のみ公正競争ケース、他は労働協約ケースです。

労働協約ケースの合意比率はすべて2分の1を超えています。したがっていずれも昭和61年中賃答申の「新産業別最低賃金の運用方針」に示されている要件に合致しているということになっております。

公正競争ケースは「事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹労働者について最低賃金を設置することが必要であることを理由とする申し出であって、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の全部又は一部を代表するものにより行われるものであること」とされ、合意比率が概ね3分の1以上の場合、要件該当として取り扱うこととされていることから一般機械についても38%ですので、要件に合致していると考えられます。

「新産業別最低賃金の運用方針」では、特定最低賃金の決定、改正又は廃止に関する申し出が行われた場合、原則として当該決定等の必要性の有無について、最低賃金審議会に意見を求めることとされています。

従いまして本日 2 件の改正と 4 件の決定について、その必要性の有無について、最低賃金審議会の意見を求めるために諮問させていただきました。

【会 長】

ただいまの説明について質問がありましたらお願いします。

【林委員】

一点補足させていただきます。神奈川県の特定期間最低賃金は 7 業種あり、今回 6 業種について申し出をさせていただきました。自動車の製造業について合意比率が申し出要件を満たさなかったため、この 1 業種については申し出をしていないということです。

【会 長】

他にありますか。

【各委員】 (質疑応答なし)

【会 長】

特定最低賃金に関する諮問につきましては、運営規程第 3 条に基づく特別小委員会で審議いただくこととなります。

今後の日程等について、事務局から調整方よろしくをお願いします。

【会 長】

その他に何かありますか。

事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

【事務局：賃金室長】

この後の当面の予定を申し上げます。

本日は、本審議会閉会后、休憩時間をはさみ、横浜第2合同庁舎8階にあります神奈川労働局の大会議室において、引き続き第1回専門部会を開催させていただきます。

また、次回の審議会に関しましては専門部会の審議状況によることとなりますが、現時点では8月5日（水）午後1時15分から第409回審議会を開催させていただくことを予定しております。8月5日の会場は、神奈川労働局が入っております横浜第2合同庁舎の1階共用第2会議室となります。なお、審議状況により変更される可能性もありますので、その際は事前に御連絡いたします。

【会 長】

そのほか、何かご質問はございますか。

なければ以上をもちまして第408回神奈川地方最低賃金審議会を閉会します。

【事務局：専門監督官】

ありがとうございました。それでは、現在2時半ですので、15分後に横浜第2合同庁舎8階、神奈川労働局大会議室において第1回最低賃金専門部会を開催いたしますので部会委員の方はよろしく願いいたします。

では、傍聴の方から退出をお願いします。

（閉 会）